規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）のうち既に措置済の項目

資料７

平成29年６月30日に関係省令及び告示を改正済

No.44
国連規則(UN-R134)に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の見直し

【改正前】
UNR認定容器及び附属品の型式承認証は、省令に規定する**日本語の様式で型式承認証を交付。**
→UNR認定容器を輸出した際に、受入国で**UNR認定容器であることの確認手続に時間を要するおそれ。**

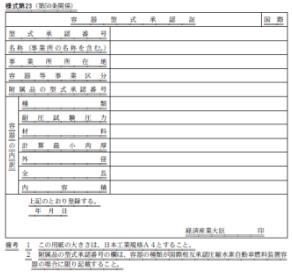
様式第23（第50条関係）

容器型式承認証　　別紙

型式承認番号	
名称（事業所の名称を含む）	
事業所所在地	
容器等事業区分	
附属品の型式承認番号	
容器の仕様 種類	
耐圧試験圧力	
材料	
計算肉厚	
外径	
全長	
内容積	

上記のとおり登録する。
年　月　日
経済産業大臣　　印

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。
2　附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置容器の場合に限り記載すること。

【改正後】
省令を改正し、**国連規則において定める締約国に対する通知文の様式（日英並列表記）に準じて交付**することとした。
→日本で型式承認を受けた容器の輸出際に、**各国の受入手続がよりスムーズに。**

【措置条文】
国際相互承認に係る容器保安規則
第50条、第56条、様式第23（第50条関係）、様式第27（第56条関係）

No.46
開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し

【改正前】
特別充填許可を受けた容器は刻印がないため、**移動及び貯蔵の方法に係る技術上の基準がかかるのか不明確。**
→開発中の容器について、特別充填許可により簡易な手続で充填できるにも関わらず、**移動及び貯蔵のために容器検査を受けなければならないおそれ。**

【改正後】
特別充填許可を受けた容器については、**移動及び貯蔵の方法に係る技術上の基準がかからないことを明確化。**
→開発中の容器について、特別充填許可を受けていれば、容器検査を受けていなくても**移動及び貯蔵が可能なことが明確に。**

【措置条文】
一般高圧ガス保安規則
第18条第2号ヘ、第49条第1項第4号　等

No.53
燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和

【改正前】
燃料電池自動車の水素充填口付近に貼付しなければならない**標章の大きさは、告示上規定。**
→車両開発時に標章を貼付する場所として所定面積を確保する必要があり、**車両の形状に制約**がかかる。

【改正後】
標章の大きさに係る規定をなくし、標章に記載する**文字の大きさが読みやすいものであることのみ規定。**
→車両開発時に標章の大きさを工夫することで、**車両の形状を自由に設計することが可能に。**

【措置条文】
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
様式第3（第26条第3号関係）　等